

交通事故等の場合はまず届け出を

交通事故等第三者行為によるケガ等で医療を受ける場合は、その医療費は全てあなたや第三者等でご負担いただくこととなりますが、事前に保険証を使用する届出を済ませておけば、保険証を使用し「保険医療」を受けることができます。

そこで、交通事故等第三者行為によるケガ等の治療を受けるときは、早めに役場窓口へご相談のうえ、届出を済ませてから治療を受けるようお願いします。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ましてしまうと、後期高齢者医療が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

手続き	事故発生後、保険医療を受けようとする前にお済ませください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 第三者行為による被害届・ 被保険者証・ 印鑑・ 事故証明書（交通事故証明書）・ 加害者加入（自賠責・任意保険）保険会社名及び保険名称記号番号
受診時のお願い	医療機関を受診される場合は、受付へ必ず『後期高齢者医療被保険者証』を提示してください。また、『限度額適用・標準負担額減額認定証』をお持ちの方は一緒に提示願います。